



2023年5月23日

各 位

会社名 松竹株式会社  
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員  
高橋 敏弘  
(コード番号：9601 東証プライム、札証、福証)  
問合せ先 取締役 常務執行役員  
秋元 一孝  
(TEL 03-5550-1534)

(開示事項の変更) 「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」  
に関する一部変更のお知らせ

当社は、2022年5月24日付の「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」(以下「原開示」といいます。)にてお知らせしたとおり、当社の取締役14名に対し、当社の譲渡制限付株式を交付しておりますが、2023年4月14日付の「上席執行役員制度導入に関するお知らせ」のとおり上席執行役員制度を導入することに伴い、当該株式に係る譲渡制限の解除条件等に関連する項目を変更することを決定いたしましたので、原開示の記載事項を、下記のとおり変更いたします。

記

1. 変更の内容

原開示の「<譲渡制限付株式割当契約の概要>」における以下の箇所を変更いたします。変更箇所は下線を引いております。なお、記載している変更箇所を除き、原開示の内容に変更はありません。

(変更前)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2022年6月24日(払込期日)から当社の取締役を退任する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(変更後)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2022年6月24日(払込期日)から当社の取締役及び上席執行役員のいずれも退任

する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(変更前)

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間(以下「本役務提供期間」という。)の間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、取締役会の決議により、譲渡制限期間の満了時において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式又は本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除することができる。

(変更後)

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間(以下「本役務提供期間」という。)の間、継続して、当社の取締役又は上席執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役及び上席執行役員のいずれも退任した場合、取締役会の決議により、譲渡制限期間の満了時において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式又は本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除することができる。

## 2. 変更時期

2023年5月23日付で、当社と対象取締役との間で変更覚書を締結する予定です。

以 上